止めよう！　戦争法案

2015/07/11
福岡市南市民センター
戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会

≪戦争法案の背景≫

2013 年 10 月 3 日　　東京

●日米の外務・国防担当閣僚が安全保障問題を協議する日米安全保障協議委員会（ＳＣＣ、通称２プラス２）が行われ、自衛隊と米軍の役割を定めた日米防衛協力のための指針の再改定などで合意（岸田外相、小野寺防衛相、ケリー国務長官、ヘーゲル国防長官）。

＝共同発表　「より力強い同盟とより大きな責任の共有に向けて」＝
「日本の安全保障政策
・国際社会が直面する課題への対処に一層積極的に貢献。
・具体的な取組
　① 国家安全保障会議（NSC）設置及び国家安全保障戦略（NSS）策定の準備
　② 集団的自衛権の行使に関する事項を含む安全保障の法的基盤の再検討
　③ 防衛予算の増額
　④ 防衛大綱の見直し
　⑤ 防衛力の強化
　⑥ 地域への貢献の拡大」

「普天間飛行場の移設：キャンプ・シュワブ辺野古崎地区への移設が普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認。両政府の強いコミットメントを再確認。」

2014 年 7 月 1 日

●集団的自衛権行使容認の閣議決定

2015 年 4 月 27 日　ニューヨーク

●日米の外務・防衛担当閣僚協議で「日米防衛協力のための指針」に合意（岸田外相、中谷防衛相、ケリー国務長官、カーター国防長官）。ガイドラインは日本が外国から攻撃されたときに自衛隊と米軍がどう協力するか、役割分担を決める文書。条約ではないため国会での承認手続きは不要。
●ガイドラインは、米ソ冷戦時代に旧ソ連の侵攻に対応するため 1979 年に初めて策定され、日本有事の際の役割分担を定めた。1997 年に改定されたガイドラインは、日本有事のほか、朝鮮半島有事を念頭に日本周辺で武力衝突が起きた場合の自衛隊と米軍の役割分担を定めた。
●2015 年の新ガイドライン

「防衛協力と指針の目的
平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するため、また、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるよう日米両国間の安全保障及び防衛協力は、次の事項を強調する。
・切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
・日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
・政府一体となっての同盟としての取り組み
・地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力
・日米同盟のグローバルな性質」
（右表：2015/04/28 日本経済新聞）

日米指針改定は安保法制に連動している

目的	状況	主な日米協力	裏付けとなる安保法制
日本の安全の確保	平時	ともに警戒監視や訓練している米軍を防護	自衛隊法改正案
	重要影響事態 日本に重要な影響を及ぼす事態	日本周辺以外の地域でも米軍に給油や弾薬を提供	周辺事態法改正案
	存立危機事態 他国への武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされる事態	日本への攻撃がなくても、集団的自衛権に基づいて米軍とともに反撃	武力攻撃事態法改正案など
	有事 日本への攻撃やそれが予測される事態	島しょ防衛や陸海空の統合作戦で連携	法整備は不要
国際社会の安全の確保	国際的な平和協力	ＰＫＯや災害救援で連携	ＰＫＯ協力法改正案
	他国軍の後方支援が必要な事態	国際紛争にあたる他国軍に共同で後方支援	国際平和支援法案（新法）

１．戦争法案に使われる主な用語の定義

【武力行使の新３要件】
個別的自衛権、集団的自衛権に関わらず武力行使できる条件。
（１）日本が武力攻撃されるか、日本と密接な関係にある他国が武力攻撃され、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある
（２）国民を守るために他に適当な手段がない
（３）必要最小限度の実力行使にとどまる、とされている
【重要影響事態】
そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態
【存立危機事態】
我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態
【武力攻撃事態等】
・武力攻撃事態・・・・武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
・武力攻撃予測事態・・武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
・武力攻撃事態等・・・武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
【国際平和共同対処事態】
国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの

２．砂川判決と１９７２年政府見解

東京都砂川町（現立川市）の米軍基地拡張に反対した７人が基地に入り、日米安保条約に基づ

く刑事特別法違反に問われた事件に対する 1959 年の最高裁判決（裁判長・田中耕太郎長官）。
　安保条約については「高度の政治性を有し、司法裁判所の審査には原則としてなじまない」（統治行為論）と判断を避けたが、傍論部分で「憲法第 9 条は日本が主権国として持つ固有の自衛権を否定しておらず」「（国の）存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうる」とした。判決も踏まえ、田中角栄内閣は日本の個別的自衛権を認める一方、集団的自衛権は認められないとする 72 年見解を示した。

判決前の不正義（別紙：朝日新聞社説参照）

　田中耕太郎最高裁判所長官が判決前に米国大使館主席公使らと会い、裁判の情報を伝えていたということが、米公文書館で公開されたマッカーサー大使（ＧＨＱ司令官マッカーサーの甥）からの本国への公電で明らかになってきた。

・「田中耕太郎裁判長は、在日大使館主席公使に砂川事件の判決は、おそらく 12 月であろうと今考えていると語った。」
・「彼は口頭弁論は、9 月初旬に始まる週の 1 週につき 2 回、いずれも午前と午後に開廷すれば、およそ 3 週間で終えることができると確信している。」
・「裁判長は、結審後の（14 人の裁判官たちによる）評議は、実質的な全員一致を生み出し、世論を“揺さぶる”素になる少数意見を回避するやり方で運ばれることを願っていると付言した。」

３．　戦争法案の構成

（政府：「平和安全法制」　メディア：「安全保障法制」「安全保障関連法案」「安保法案」）

「平和安全法制」【政府】		「安全保障法制」【朝日新聞】	
整備法（一部改正を束ねたもの） 平和安全法制整備法：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等 の一部を改正する法律		改正法案：１０の法律を一括改正	
１．自衛隊法		自衛隊法改正案	在外邦人の救出や米韓防護を可能に
２．国際平和協力法	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律	ＰＫＯ協力法改正案	ＰＫＯ以外にも自衛隊による海外での復興支援活動を可能に
３.周辺事態安全確保法→重要影響事態安全確保法に変更	重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律	周辺事態法→重要影響事態法案	日本のために活動する米軍や他国軍を地球規模で支援
４．船舶検査活動法	重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律	船舶検査法改正案	重要影響事態で日本周辺以外での船舶検査を可能に
５．事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律	武力攻撃事態法改正案	集団的自衛権の行使要件を明記

６. 米軍行動関連措置法→米軍等行動関連措置法に変更	武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律	米軍行動円滑化法→米軍等行動円滑化法案	存立危機事態での米軍や他国軍への役務提供を追加
７. 特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律	特定公共施設利用法改正案	武力攻撃事態で米軍以外の外国軍も港湾や飛行場などを利用可能に
８． 海上輸送規制法	武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律	海上輸送規制法改正案	存立危機事態での外国軍用品の海上輸送規制を追加
９． 捕虜取扱い法	武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律	捕虜取り扱い法改正案	存立危機事態での捕虜の取り扱いを追加
１０. 国家安全保障会議設置法		国家安全保障会議（ＮＳＣ）設置法改正案	存立危機事態、重要影響事態、国際平和共同対処事態への対処を新たな審議事項に
新規制定（１本）		新法案	
国際平和支援法	国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力 支援活動等に関する法律	国際平和支援法案	海外で自衛隊が他国軍を後方支援する
		（→は改正とともに法律名も変更）	

４． 主要な法案の内容と問題

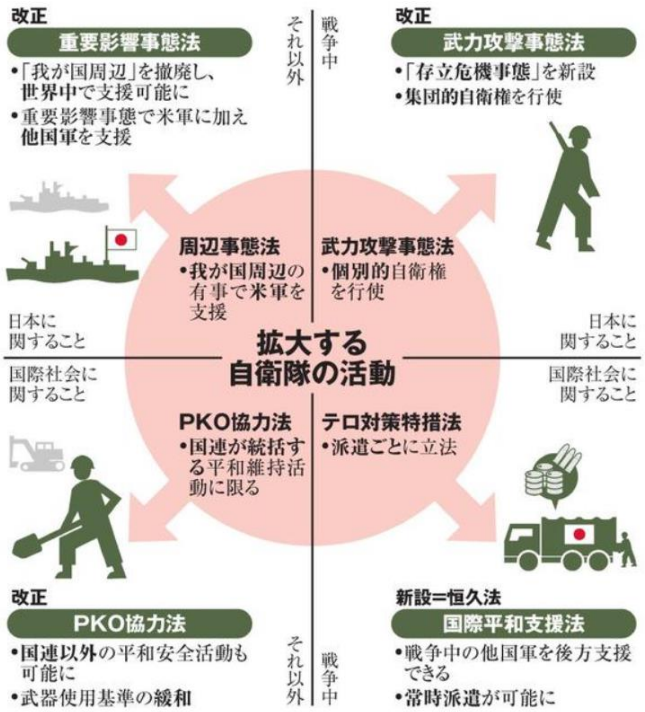

（左：2015/04/22 朝日新聞）

【自衛隊法改正案】

（自衛隊の任務）※「直接侵略及び間接侵略に対し」を削除

第三条

自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、~~直接侵略及び間接侵略に対し~~我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

（防衛出動）※「存立危機事態」を追加

第七十六条

内閣総理大臣は、次に掲げる事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の 出動を命ずることができる。この場合におい

ては、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。
一我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が 切迫していると認められるに至った事態
二我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び 幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

（在外邦人等の保護措置）

・外国にいる日本人の警護や救出が新たにできるようにしている。テロなどが起きた国から、日本人が安全な地域に逃げるために自衛隊を派遣することを想定している。戦闘行為が行われておらず、その国の同意がある場合に限って、派遣を認めるとしている。

（合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用）

・平時に日本の防衛のために活動する米軍や他国軍の武器なども守れるようにしている。他国軍として、政府は、自衛隊と共同訓練や警戒・監視活動を行うオーストラリア軍などを想定している。

【ＰＫＯ協力法改正案】

（定義）

第三条　（以下略）

一　国際連合平和維持活動　（以下略）

二　国際連携平和安全活動　（以下略）（非国連統括型）

（新設）

・国連総会や国連安保理、経済社会理事会の決議。欧州連合（ＥＵ）のような国際的な組織が自衛隊派遣を要請してきた場合でも、自衛隊が派遣できるようにする。
・業務の拡充—特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護。現地政府の立法や行政、司法、国防のための組織（軍隊）の設立や再建、刑務所の運営などへの援助。
・武器使用権限の拡大—従来認められていた「自己保存」のための武器使用のほかに、仕事を妨害する勢力の排除や、住民の安全を守るといった「任務遂行」のためにも、武器を使えるようにする。離れたところにいる他国軍や国連職員などが襲われたときに駆けつけて、武器を使って助ける「駆けつけ警護」もできるようにする。

（下図：2015/05/12 朝日新聞）

【周辺事態法→重要影響事態法案】　（下図：2015/05/12 朝日新聞）

（目的）

第一条　この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「重要影響事態」という。）に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

（重要影響事態への対応の基本原則）

第二条　政府は、重要影響事態に際して、適切かつ迅速に、後方支援活動、捜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動（重要影響事態に際して実施するものに限る。以下「船舶検査活動」という。）その他の重要影響事態に対応するため必要な措置（以下「対応措置」という。）を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。

３　後方支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第七条第六項の規定により行われる捜索救助活動については、この限りでない。

４　外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国（国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従って当該外国において施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関）の同意がある場合に限り実施するものとする。

・日本の安全に関わると判断されれば、自衛隊は地球の裏側でも支援活動ができるようになる。
・目的に「合衆国軍隊（米軍）等に対する後方支援活動等を行うこと」との言葉が入った。「米軍等」の「等」が入ることで、自衛隊は米国以外の軍隊も支援活動ができるようになる。
・周辺事態法では認めていなかった米軍などへの弾薬の提供や、戦闘に向けて発進準備中の他国軍機への給油などもできるようになる。
・政府は「大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発、国際テロなどの脅威」などを理由に挙げ、法改正の必要性を訴えている。
・法案では、後方支援活動は「現に戦闘行為が行われている現場では実施しない」としているが、日本周辺に限られていた自衛隊の活動範囲が大きく広がれば、より危険な地域に派遣される可能性は高くなる。

【武力攻撃事態法改正案】

（目的）※「存立危機事態」を追加

第一条　この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）及び存立危機事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための態勢を整備し、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

四　存立危機事態　我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。

・日本が攻撃を受けた場合には、国を守る権利（自衛権）はあるとの解釈から、2003 年に成立したこの武力攻撃事態法には、日本が外国の攻撃を受けて戦争（有事）になった時、国や自治体の対応や国民の協力について、基本的な考え方や手続きが定められている。

・安倍晋三首相は、それだけでは日本の安全を守るためには十分ではないとして、他国が攻撃された場合でも、９条に反しない形で自衛隊が武力を使える場合がある（集団的自衛権）と主張し、昨年７月の閣議決定で憲法の解釈を変え、集団的自衛権を行使できるようにした。

【国際平和支援法案】（新法）（恒久法）　　（下図：2015/05/12 朝日新聞）

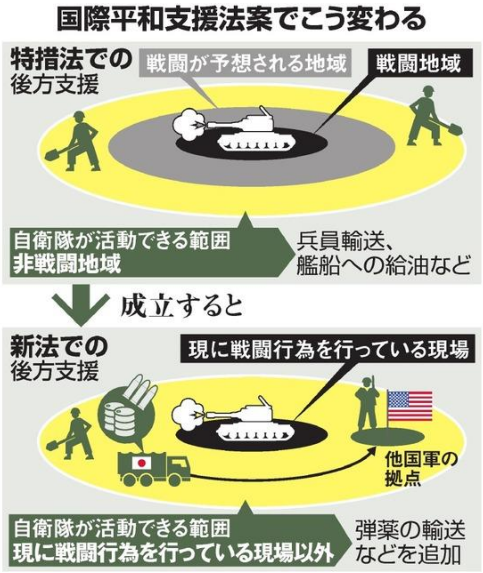

（目的）

第一条　この法律は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの（以下「国際平和共同対処事態」という。）に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

（基本原則）

第二条２　対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。

３　協力支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとする。

４　外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限り実施するものとする。

・国際平和共同対処事態では、日本に影響がなくても、国際社会が一致して対応すべき戦争や紛争が起きた場合に、自衛隊を派遣することを想定している。

・後方支援ならば、地球上どこでも自衛隊の派遣が可能になる。派遣時に「戦闘行為が行われている現場」でなければ、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動を実施できる。

・2001 年の米同時多発テロとアフガニスタン戦争を受けて、日本はテロ対策特別措置法を作って自衛艦をインド洋に派遣し、米軍など他国軍の活動を支援した。このときは自衛隊の活動を「非戦闘地域」に限り、「現に戦闘行為が行われておらず、活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがない」場所とした。海外での武力行使を禁じた憲法９条があるにもかかわらず、自衛隊を派遣して他国軍を支援するためにひねり出した理屈だったと言える。戦闘が予想される地域ではこれまで、自衛隊は活動できなかったが、新法では活動できるように範囲が拡大された。また、期限付きで目的を達すれば廃止される特措法と違って、期限なしの新法は恒久法とも呼ばれる。

・２年たっても派遣を続ける場合は、改めて国会承認の手続きが必要になるが、延長が承認されなければ、政府はすぐに自衛隊の活動を終わらせて、帰国させなければならない。ただ、国会の閉会中や衆院が解散している

時は、次の国会で事後承認する例外規定も設けられた。

５． 首相・閣僚発言

・米国連邦議会上下両院合同会議における安倍内閣総理大臣演説（2015 年 4 月 29 日）
「私たちは、アジア太平洋地域の平和と安全のため、米国の『リバランス』を支持します。徹頭徹尾支持するということを、ここに明言します。（略）日本は、世界の平和と安定のため、これまで以上に責任を果たしていく。そう決意しています。そのために必要な法案の成立を、この夏までに、必ず実現します。（略）いまや私たちが掲げるバナーは、『国際協調主義にもとづく、積極的平和主義』という旗です。」

・中谷・防衛相は「今後の法整備により、隊員のリスクが増大することはない」と記者会見で断言。

・安倍首相は自民党役員会で、安保法制で自衛隊員のリスクが高まると野党が批判していることを念頭に「自衛隊員のリスクが高まるといった、木を見て森を見ない議論が多い。自衛隊員のリスク以前に、安保環境が厳しくなり、国民の安全リスクが高まってきている」と。

・菅官房長官は記者会見で、敵基地攻撃について日本への直接のミサイル攻撃ではなくても「武力行使の新３要件」を満たせば、集団的自衛権で敵国の基地を攻撃することが憲法上認められるとの見解を示した。中谷・防衛相もＮＨＫの番組で敵基地攻撃について「３要件に合致すれば他国で（武力）行使することもありうる」と述べた。

・安倍首相は国会答弁で、（１）中東・ホルムズ海峡での停戦前の機雷除去（２）日本人を輸送する米艦の防護――を集団的自衛権の行使例として示した。首相は、ホルムズ海峡の完全封鎖で原油価格が高騰すれば、日本国内で「経済的なパニックが起こる」として、新３要件に当たる可能性があると主張。（右図：2015/05/23 朝日新聞）

６． 結語

「平和安全法制」は、戦後日本の「専守防衛」の安保政策を根底から覆し、国の在り様を 180 度転換してしまう、日本を戦争への道へと進めさせる戦争法案である。しかし、安倍政権にとって、戦争法案の成立は到達点ではない。彼らのねらいは、敗戦帝国主義としての制約を取り払い、国の形を改めることにある。天皇を元首とし、国軍を持ち、交戦権を固有の権利としてもつ世界に冠たる大国をつくることにある。戦争法案の次には、攻撃型空母や敵基地攻撃のできる弾道弾の保有、さらには核兵器保有をも目論んでいるとみておかなければならない。

その一方で安倍政権は、辺野古新基地建設、原発再稼働と原発輸出、歴史認識の改ざんと教育の国家統制強化、労働法制の改悪などを強権的に押し進めている。その結果もたらされたものは民主主義の破壊と基本的人権の否定、労働者搾取と抑圧、生活破壊と貧困・格差の拡大である。

このような政権はいらない！安倍政権を倒そう！戦争への道を阻むために、私たちと子どもたちの未来のために、一人ひとりが勇気をもって立ち上がり、声を挙げ、行動を起こし、戦争法案を廃案に追い込もう！ 今が、その時だ！！

立憲主義

国家権力を制限し、憲法の枠にはめ込むことによって権力の濫用を防ぎ、国民の権利（とくに自由権）を保証することを目的とする。憲法によって支配者の恣意的な権力行使を制限しようとする近代憲法の思想および制度のこと。

統治行為論

“国家**統治**の基本に関する高度な政治性”を有する国家の**行為**については、法律上の争訟として裁判所による法律判断が可能であっても、それゆえに司法審査の対象から除外すべきとする法理論。

米国のリバランス政策

リバランスとは再均衡の意で、米国がこれまでの世界戦略を見直して、その重心をアジア・太平洋地域に移そうとする軍事・外交上の政策のこと。冷戦終結後に米国は、唯一の超大国として米国中心の国際秩序の構築を目指してきた。しかしながら、米国の財政的負担の増大、中国の台頭、中南米の政治的・経済的状況の変化などによって、国際戦略の見直しを迫られるに至った。このような中で、オバマは共和党政権との争点として、大統領選において国際協調を掲げた。同大統領就任後、軍事・外交上の国際戦略として、イラクからの部分撤退などとともに打ち出したのがこのリバランス政策である。

リバランス政策の具体的な内容は、中国との経済的関係を緊密に保ちつつも、近隣諸国への中国の圧力や影響力を最小限とするために、米国の軍事力を増強するのではなく、日本・韓国・オーストラリアなどとの軍事的同盟関係を強化し、アジア・太平洋地域での米軍の支配的な力量を維持することにある。

小林節氏（慶應義塾大学名誉教授）
2015/06/15 記者会見

「、、、日本会議の人々に共通する思いは、第二次大戦で敗けたことを受け入れ難い、だから、その前の日本に戻したいと。かれらの憲法改正案も明治憲法と同じですし、今回もそうですが、日本が明治憲法下で軍事五大国だったときのように、アメリカとともに世界に進軍したいという、そういう思いを共有する人々が集まっていて、かつそれは、自民党の中に広く根を張っていて、かつよく見ると、明治憲法下でエスタブリッシュメントだったひとたちの子孫が多い。」

（日本会議は安倍晋三首相を始め、安倍政権の閣僚が８割以上も所属している一大組織です。憲法改正や国家神道を強く掲げ、自民党議員を中心に野党系の議員らも多く所属している。）

自衛隊法第 103 条の 2
（防衛出動時における物資の収用等）
第 103 条

２　第 76 条第 1 項の規定により自衛隊か出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基づき、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認めるときは、防衛大臣が告示して定めた地域内に限り、施設の管理、土地等の使用若しくは物資の収用を行い、又は取扱物資の保管命令を発し、また、当該地域内にある医務、土木建築工事又は輸送を業とする者に対して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で防衛大臣又は政令で定める者が指定したものに従事することを命ずることができる。